市民税・県民税・森林環境税　税額決定・納税通知書の見方

●通知書は４枚に分かれています。

１枚目…表紙（年税額）
２枚目…所得金額、所得控除、税額の内訳（課税明細書）
３枚目…徴収方法、金額、納期限等
４枚目…お知らせ等

《問い合わせ》

飯田市役所税務課　市民税係　内線 5161、5162、5163
※問い合わせの際は、表紙等に記載されている、「基本コード」をお知らせください。

1枚目

【年税額】
今年度納めていただく市民税・県民税・森林環境税の合計税額です。

【基本コード】
問い合わせの際にお伝えいただく番号です。

引落とし口座が記載されています。

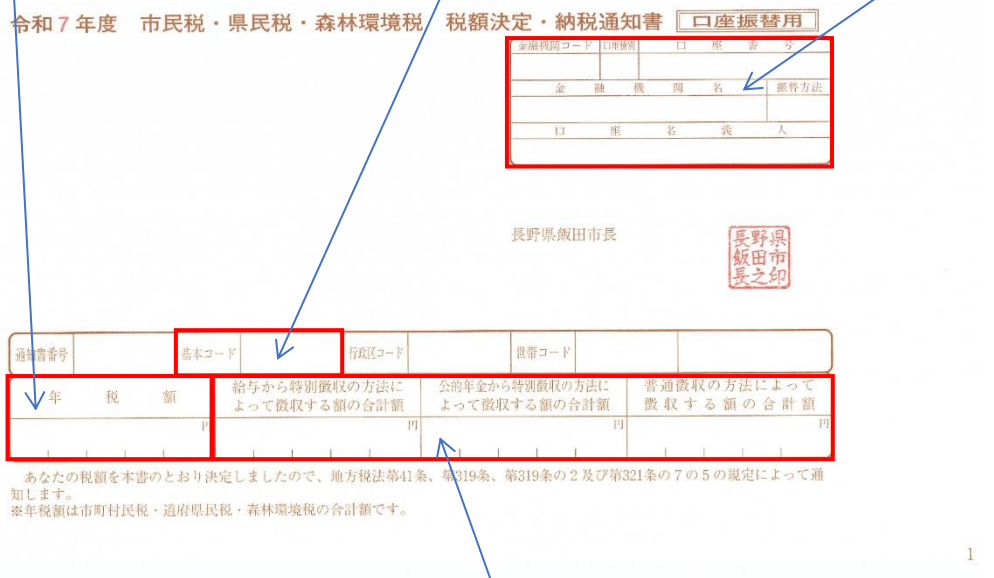
令和７年度　市民税・県民税・森林環境税　税額決定・納税通知書　口座振替用

金融機関コード | 口座種別 | 口座番号
金融機関名 | 振替方法
口座名義人

長野県飯田市長

通知書番号 | 基本コード | 行政区コード | 世帯コード

年税額 円 | 給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額 円 | 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額 円 | 普通徴収の方法によって徴収する額の合計額 円

あなたの税額を本書のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条、第319条の２及び第321条の７の５の規定によって通知します。
※年税額は市町村民税・道府県民税・森林環境税の合計額です。

1

年税額の納付（徴収）方法別の内訳です。

2枚目

【所得金額】
課税の元となる所得の情報です。
収入金額に応じた必要経費相当金額を控除し求めるため、収入金額とは異なります。

【所得控除】
所得金額から差し引く金額です。
２・３枚目の裏面をご参照ください。

【課税標準額】
〔所得金額―所得控除〕にて求めます。
1,000 円未満の端数は切捨てています。

【税額控除前所得割】
課税標準額にそれぞれの税率を乗じて求めます。

【税額控除】
所得割額から差し引く金額です。
住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除（ふるさと納税）はこちらです。

【年税額】
今年度納めていただく市民税・県民税・森林環境税の合計金額です。

3枚目

納付していただく税額の 1/4 ずつが、各納期限に口座より引き落とされます。

【仮特別徴収税額】
4・６・８月は、前年度の年金所得にかかる年税額の 1/6 ずつを今年度仮特別徴収税額として、公的年金から差し引きます。

来年度の【仮特別徴収税額】
翌年４・６・８月は、今年度の年金所得にかかる年税額の 1/6 ずつを公的年金から差し引きます。

【特別徴収税額】
10・12・翌年２月は、今年度の年金所得にかかる年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額の 1/3 ずつを差し引きます。

住民税が差し引かれる公的年金の種類等を記載しています。